

平成28年(2016年)10月4日

横須賀市議会議長 板橋 衛 様

吉田市長の不透明な市政運営に関する調査特別委員長

木下 憲 司

吉田市長の不透明な市政運営に関する調査特別委員会
最終審査報告書

本委員会に付託された付議事件について、委員会規則第19条の規定により別紙最終報告書のとおり報告します。

吉田市長の不透明な市政運営
に関する調査特別委員会

最終報告書

平成 28 年 10 月 14 日
吉田市長の不透明な市政運営
に関する調査特別委員会

目 次

1	調査の趣旨	1
2	特別委員会の設置	1
(1)	設置の経緯	1
(2)	付議事件	2
(3)	委員会の定数	2
(4)	委員長、副委員長、委員の氏名	2
(5)	委員会の運営と情報公開の取り扱いについて	2
3	委員会の開催状況	3
4	証人、参考人、執行機関の出席等	10
(1)	証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	10
(2)	参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項	12
(3)	執行機関として説明を求めた者、説明の概要	14
5	記録、資料の提出	17
(1)	地方自治法第100条第1項に基づき提出を求めた記録	17
(2)	地方自治法第98条第1項に基づき提出を求めた資料	17
(3)	執行機関に提出を求めた資料等	17
(4)	その他提出を求めた資料等	19
6	委員派遣	19
7	調査の結果	19
(1)	日本丸の久里浜港招致問題	19
①	本事件の経過と概要	19
②	事実経過	20
③	調査事項の問題点と委員会の判断	21
④	調査事項に対する指摘・改善意見	22
(2)	一般職の任期付職員（一般事務職）の任用及び任期後の採用問題	24
①	本事件の概要と調査実施に至った経緯	24
②	事実経過	24
③	調査事項の問題点と委員会の判断	26
④	調査事項の総括	31
(3)	ポートマーケットにおけるBBQパークの設置に関する問題	33
①	本事件の概要と調査実施に至った経緯	33
②	事実経過	34
③	調査事項の問題点と委員会の判断	35
④	調査事項の総括	41

8	証言拒否等	43
(1)	証人の出頭拒否の状況	43
(2)	証人の証言拒否の状況	43
(3)	虚偽の証言、自白の状況	43
(4)	記録の提出拒否の状況	43
(5)	宣誓拒否の状況	43
9	告発	43
(1)	告発の状況	43
10	調査経費	44
11	おわりに	44

1 調査の趣旨

吉田雄人市長は、「何が市民のためになるか」、「どうすれば市民の役に立つか」を念頭に市民目線の改革を訴え、平成 25 年 7 月に 2 期目の当選を果たし現在に至っている。

しかしながら、平成 27 年第 2 回定例会の日本丸の久里浜港招致に関する一般質問において事実と異なる答弁を行った問題、市長へ献金を行った人物を自らが推薦し、当該人物を任期付職員として採用し、任期終了後には任期の定めのない職員として採用した情実人事問題及びよこすかポートマーケット（以下「ポートマーケット」という。）における BBQ パークの建築基準法違反の際に市長が関与したと思われる問題が生じ、本市議会ではその真相の究明を行うため特別委員会を設置し、本市議会で初めて地方自治法第 98 条の検査権及び同法第 100 条の調査権を行使し、これら市民感覚とかけ離れた不透明と思われる市長の市政運営について調査を行った。

2 特別委員会の設置

(1) 設置の経緯

平成 27 年 8 月 27 日の議会運営委員会において、帆船日本丸の久里浜港招致に関する一般質問の市長答弁が不正確かつ不誠実と思われるため、地方自治法第 98 条第 1 項の検査権を行使し、事実関係を究明する必要があるとの提案があった。

さらに、9 月 14 日の議会運営委員会において、ポートマーケットの BBQ パークの設置、一般職の任期付職員の採用及び同職員の任期後の採用についても、事実関係の究明が必要であるとの提案があり、特別委員会を設置して検査を行うことが決定された。

議会運営委員会の決定を受け、9 月 16 日の本会議において、議長発議により、地方自治法第 98 条第 1 項の検査権の行使を決定した。また、吉田市長の不透明な市政運営に関する検査特別委員会（以下、「検査特別委員会」という。）を設置し、同検査権を検査特別委員会に委任することを決定した。

9 月 30 日の検査特別委員会において、真相を究明するためには、より強制力のある地方自治法第 100 条の調査権行使の必要性が確認され、委員長より議長及び議会運営委員長に申し入れを行うことが決定された。

10 月 6 日の議会運営委員会において、検査特別委員会委員長からの申し入れのとおり、地方自治法第 100 条第 1 項の調査権の行使を決定した。

議会運営委員会の決定を受け、10 月 6 日の本会議において、地方自治法第

100条第1項の調査権を行使すること、本年度の調査経費を100万円以内とすること、検査特別委員会の名称を吉田市長の不透明な市政運営に関する調査特別委員会（以下「100条委員会」という。）に変更すること及び同調査権を100条委員会に委任することを決定した。

（2）付議事件

- ①日本丸の久里浜港招致問題（以下「日本丸招致問題」という。）
- ②ポートマーケットにおけるBBQパークの設置に関する問題（以下「BBQパーク設置問題」という。）
- ③一般職の任期付職員（一般事務職）の任用及び任期後の採用問題（以下「職員採用問題」という。）

（3）委員会の定数

12名

（4）委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	木下憲司
副委員長	石山満
委員	大野忠之
委員	田辺昭人
委員	鈴木真智子
委員	山本けんじゅ
委員	はまのまさひろ
委員	加藤眞道
委員	伊藤順一
委員	長谷川昇
委員	角井基
委員	ねぎしかずこ

（5）委員会の運営と情報公開の取り扱いについて

委員会の運営として、横須賀市議会基本条例第11条第2項に基づき公開とし、全ての委員会の傍聴を認めることとした。

証人喚問及び参考人招致の際のインターネット中継、報道機関による正面からの撮影については、個人情報、肖像権などの観点から、委員長が本人の意向

を確認の上、委員会で決定することとした。

また、証人喚問における人定尋問については、住所、生年月日、職業を「確認事項記入表」に記入してもらい、委員長が記入内容のとおり間違いがないかを確認する方法とした。

3 委員会の開催状況

(1) 第1回委員会 平成27年9月16日

正副委員長を決定した。議席の指定を行った。

(2) 第2回委員会 平成27年9月30日

委員会の審査スケジュール及び日本丸招致問題の要求資料を決定した。

職員採用問題に係る採用試験において、市長が面接官を務めた旨の新聞報道を受け、総務部長に委員会への出席を要求し、質問を行った。面接官の情報については、公正かつ円滑な人事に影響が出ることから非公開情報としているため公開の場では公表できないとの見解が示された。

総務部長の見解を受け、より強制力のある地方自治法第100条の調査権行使の必要性が委員会の総意であることを確認した。

(3) 第3回委員会 平成27年10月6日

審査スケジュールの変更を決定した。関東学院大学副学長の出石稔氏を参考人招致することを決定した。

(4) 第4回委員会 平成27年10月16日

港湾部から日本丸の久里浜港招致についての経過説明を受けた。港湾部からは、南まさみ議員の答弁書作成の際、平成26年の練習寄港と平成27年の横須賀港開港150周年の記念事業の入港事務がふくそうし、吉田雄人市長、田神明副市長、藤田裕行港湾部長、関根謙二港湾総務課長及び松尾和浩港湾企画課長の全員が時系列を勘違いしていたとの発言があった。

(5) 第5回委員会 平成27年10月23日

田神明副市長及び吉田雄人市長から事情聴取を行った。田神明副市長及び吉田雄人市長から、南まさみ議員への一般質問回答時に時系列の勘違いがあったとの発言があった。吉田雄人市長以下港湾部の職員の全員が時系列を勘違いしていたとは考えられないため、吉田雄人市長、田神明副市長、下田哲央前秘書課主任、藤田裕行港湾部長、関根謙二港湾総務課長、原田尚良ふ頭管理担当課長、平山昇ふ頭管理担当課係長、松尾和浩港湾企画課長、福田宗一港湾企画課係長、吉田松子前港湾企画課係長、尾山泰文港湾企画課主任、岩本英記港湾企画課係員に対し、日本丸の久里浜港招致問題について証人喚問を行うことを決

定した。

(6) 第6回委員会 平成27年11月13日

吉田雄人証人（市長）外11名の証人喚問を行い、吉田雄人証人（市長）からは、南まさみ議員の一般質問における答弁調整においては、混同が生じ、誤りがあり、反省すべき点が多くあったと認識しているとの証言があった。また、平成26年9月8日の日本丸船長の表敬訪問時に平成27年の横須賀港開港150周年記念事業としての日本丸招致についての会話があったかどうかについては、吉田雄人証人（市長）、藤田裕行証人（港湾部長）及び松尾和浩証人（港湾企画課長）のいずれも会話はなかったと記憶している旨の証言を得た。

平成26年9月8日の日本丸船長の表敬訪問時の会話内容について航海訓練所に文書で照会を行うこと及びその回答により吉田雄人市長、藤田裕行港湾部長及び松尾和浩港湾企画課長の3名を証人として再喚問することを決定した。

(7) 第7回委員会 平成27年11月24日

関東学院大学副学長の出石稔氏を参考人招致し、付議事件における審査についての意見を伺った。

航海訓練所から回答があり、平成26年9月8日の日本丸船長表敬訪問時に平成27年の横須賀港開港150周年記念事業としての日本丸招致についての話があったと記憶している旨の回答があったので、吉田雄人証人（市長）外2名の再喚問を行い、吉田雄人証人（市長）、藤田裕行証人（港湾部長）及び松尾和浩証人（港湾企画課長）からは11月13日の証言に違いはないとの証言を得た。

(8) 第8回委員会 平成27年12月10日

吉田雄人証人（市長）、藤田裕行証人（港湾部長）及び松尾和浩証人（港湾企画課長）の3名の証言は、虚偽であると認められると決定した。なお、告発については、その都度適切に対応すべきことを決定した。中間報告書のとりまとめを行い、12月15日の本会議において委員長から中間報告を行うことを決定した。今後の審査スケジュール及び職員採用問題に関する委員会の要求資料を決定した。

(9) 第9回委員会 平成28年1月14日

関係理事者から職員採用に係る経過及び関係資料の説明を受け、質問を行った。

総務部及び観光担当部に対し、都市イメージ創造発信担当課長新設の経緯及び市長の推薦により任用された職員（以下「当該職員」という。）が関与した契約関係資料の提出を要求した。

今回は、市長及び沼田副市長に対する質問を行うことを決定した。また、総務部長に対する質問について、体調不良により委員会への出席が困難な場合は委員派遣により正副委員長において同部長との面談を実施することを決定した。

本委員会の審査に関して法的助言を受ける体制の構築について正副委員長案のとおり進めることを決定した。

(10) 第 10 回委員会 平成 28 年 1 月 28 日

委員長より、1月25日に正副委員長が総務部長と面談し事情を聴取した結果の報告を行った。

関係理事者から委員会提出資料の説明を聴取し、質問を行った。

観光担当部に対し、当該職員が関与した契約のうち、集客促進強化事業業務委託一式ほか3契約についての受託者の支出内訳が分かる資料及び三浦半島自転車パンフレット作成関係資料の提出を要求した。

沼田副市長に対する質問を行った。

今回は、要求資料に対する質問、市長に対する質問及びこれまでの審査で疑義が生じたことから政策推進部及び総務部に対する質問を行うことを決定した。

(11) 第 11 回委員会 平成 28 年 2 月 9 日

これまでの審査を踏まえた質問及び観光担当部からの提出資料に対する質問を行った。委員会からの指摘事項については観光担当部が改めて調査を行い、委員会として調査結果の報告を受けるとを決定した。

市長に対する質問を行った。

今回は、職員採用問題の関係者8名(退職者を含む)を参考人として招致し、質問を行うことを決定した。

平成27年度の調査経費に100万円を追加することとし、その議決を委員長から議長に申し入れることを決定した。

(12) 第 12 回委員会 平成 28 年 2 月 23 日

職員採用問題の関係者8名を参考人として招致し、質問を行った。

今回は、定例会終了後の3月29日(火)に開会し、当該職員本人を参考人として招致し、質問を行うことを決定した。

平成28年度の調査経費を350万円以内とし、その議決を委員長から議長に申し入れることを決定した。

(13) 第 13 回委員会 平成 28 年 3 月 29 日

観光担当部から平成23年度、24年度緊急雇用創出事業実施状況報告書内容

調査の結果報告を聴取し、質問を行った。受託事業者が緊急雇用した社員の人件費において、社会保険料が計上されていないことに対し、公金を支出している以上、市としての対応が必要との指摘があり、担当部局で対応し、委員会としてその結果報告を受けることを決定した。

当該職員を参考人として招致し、質問を行った。

今後の審査スケジュールを4月11日(月)、4月26日(火)、5月12日(木)及び5月30日(月)とすることを決定した。

今回は、これまでの調査を踏まえ、中間報告の内容を見据えた今後の調査方法について委員間で協議を行うことを決定した。

(14) 第14回委員会 平成28年4月11日

観光担当部から平成23年度、24年度緊急雇用創出事業(集客促進強化事業)にかかる新規雇用失業者の社会保険加入について、報告を聴取し、質問を行った。

職員採用問題の総括について協議を行い骨子案の方向性を決定した。

都市イメージ創造発信担当課長の採用試験に関し、当該試験の実施要領及び筆記試験の内容が分かる資料を改めて要求することを決定した。

今回は、中間報告の内容について協議を行うことを決定した。

(15) 第15回委員会 平成28年4月26日

総務部から都市イメージ創造発信担当課長職の採用試験に関する資料について、説明を聴取し、質問を行った。

委員会の中間報告書の正副委員長案について、委員長から説明があり、次回の委員会において内容の協議を行うことを決定した。

今回は、中間報告書の内容及びBBQパーク設置問題の要求資料について協議を行うことを決定した。

(16) 第16回委員会 平成28年5月12日

委員会の中間報告書の取りまとめを行い、6月8日の本会議において、委員長から中間報告を行うことを決定した。

今後の審査スケジュールを6月20日(月)、7月19日(火)、8月2日(火)、8月24日(水)及び9月13日(火)とすることを決定した。

BBQパーク設置問題の要求資料を決定した。

今回は、BBQパーク設置問題について、一般社団法人シティサポートよこすか(以下、「CSY」という。)及び関係理事者から説明を聴取することを決定した。

(17) 第17回委員会 平成28年5月30日

C S Yから参考人としてB B Qパーク設置問題について説明を受け、質問を行った後、関係理事者から同問題に係る経過及び関係資料について説明を受け、質問を行った。

①平成 27 年 5 月 27 日のB B Qパーク設置に関する相談の状況、②平成 27 年 6 月 15 日の現場確認の際の記録、③同確認結果の市長への報告の方法及び内容、④B B Qパーク建築主変更の時期、⑤施設の基礎部分是正結果の確認方法について、次回の委員会において都市部より報告を受けることを決定した。

(18) 第 18 回委員会 平成 28 年 6 月 20 日

前回決定した報告事項について、都市部から報告を受け、質問を行った。その際、①平成 27 年 6 月 15 日の現場確認から 6 月 23 日までの間のC S Yとのやり取りの状況、②平成 27 年 5 月 27 日のB B Q施設に関する相談時の都市部担当者のメモ等の存在、③施設の建築主を変更すべきとの判断の経緯について次回の委員会において都市部より報告を受けることを決定した。

港湾部及び消防局よりB B Qパーク設置問題の経過及び資料説明を聴取し、質問を行った。

次回の委員会において、佐藤嘉雄生活衛生課長、小林光弘前建築指導課長、桑島正明建築指導課長、東野観建築指導課係長、木村久建築指導課主任、諏訪部聡建築指導課係員、大塚洋介建築指導課係員、長島洋前都市部長、石渡戸秋司前C S Y代表理事、重藤勇C S Y総務・財政課主査をB B Qパークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について証言を求めるため、証人喚問することを決定した。

また、次々回の委員会において、荘司智克ひまわりの花株式会社代表取締役社長、長島弘豊株式会社ヤチヨ取締役経営企画部長、鈴木孝博株式会社ヤチヨ代表取締役、水澤洋株式会社サガミ代表取締役社長、山岡康治有限会社山工務店代表取締役、田神明副市長、吉田雄人市長をB B Qパークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について証言を求めるため、証人喚問することを決定した。

(19) 第 19 回委員会 平成 28 年 7 月 19 日

青木哲正委員外議員から証人への尋問を含めて発言の申し出があり、先例としないことで発言を許可した。

前回決定した報告事項について、都市部から報告を受け、質問を行った。

前回決定した証人 10 名に対する証人喚問を行った。その際、東野観証人及び諏訪部聡証人から、平成 27 年 6 月 24 日の建築確認申請に関する指導の際に事業者から「B B Qパークの営業は市長から頼まれた」旨の発言があったとの

証言を得た。

小林光弘関係人に対し、平成 27 年 7 月 13 日の田辺昭人議員との面談の記録を、東野観関係人に対し、BBQ パーク設置問題に関する記録やメモを地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、それぞれ記録の提出を求めることを決定した。

(20) 第 20 回委員会 平成 28 年 8 月 2 日

小林光弘関係人に提出を求めた記録については、当該関係人からの申し出に基づき、不存在と認めることを決定した。

前回決定した証人 7 名に対する証人喚問を行った。その際、吉田雄人証人から平成 27 年 7 月 12 日に BBQ パークで食事をした旨の証言があり、併せて、是正指導中にもかかわらず同パークを利用したことは、軽率であり反省している旨の発言があった。

田辺昭人委員から匿名情報として、BBQ パーク設置問題に係る新たな資料（以下、「田辺資料」という。）の提出があり、委員会の資料として取り扱うことを決定した。次回は、田辺資料を含め、BBQ パーク設置問題の総括を行うことを決定した。

7 月 19 日の証人喚問の際の長島洋証人からの証言に基づき、平成 27 年 6 月 23 日以降の市長への報告文書の提出を都市部に求めることを決定した。

(21) 第 21 回委員会 平成 28 年 8 月 24 日

前回決定した都市部からの提出資料について、都市部から説明を受け、質問を行った。

BBQ パーク設置問題の総括について協議を行い、8 月 31 日に委員会を開会し、菱沼隆一 C S Y 施設部長、関根謙二前港湾総務課長、藤田裕行港湾部長及び竹内英樹財政部長に対する証人喚問を行うことを決定した。証言を求める事項について、菱沼隆一証人は、平成 27 年 7 月 1 日の港湾総務課長との打ち合わせ内容、ひまわりの花株式会社との経営委任契約締結の経過及び港湾施設使用許可事項変更許可申請手続きとし、藤田裕行証人及び関根謙二証人は、平成 27 年 7 月 1 日の C S Y との打ち合わせ内容、港湾施設使用許可事項変更許可申請手続き及び本事件に港湾部が関与した事務とし、竹内英樹証人は、平成 27 年第 3 回定例会における田辺昭人議員の一般質問の際の答弁調整資料作成の経過とすることを決定した。

すでに決定している 9 月 13 日に加えて、10 月 4 日（火）午後 1 時から委員会を開会し、BBQ パーク設置問題の総括及び委員会の最終報告の協議を行うことを決定した。

諏訪部聡関係人に対し、平成 27 年 6 月 24 日の都市部による B B Q パーク事業者に対する指導時に同関係人が記載した記録やメモを地方自治法第 100 条第 1 項に基づき、請求することを決定した。

(22) 第 22 回委員会 平成 28 年 8 月 31 日

前回の決定に基づき、諏訪部聡関係人から提出のあった記録について、記載内容の確認を行うため、関係人本人を当日中に参考人招致することを決定した。

前回の決定に基づき、証人喚問を行った。その際、菱沼隆一証人から C S Y とひまわりの花株式会社で締結された平成 27 年 6 月 5 日付の経営委任契約は、同年 8 月下旬に作成されたもので、作成にあたって市の関わりはない旨の証言があった。

諏訪部聡参考人に対し、提出されたメモの記載内容に関する質問を行った。同参考人がメモの内容を含めて作成した経過概要について、委員会から提出を求め、同概要の写しの提出を受けた。

委員長から B B Q パーク設置問題の報告内容骨子案について説明を行い、次回の委員会で詳細な協議を行うことを決定した。

(23) 第 23 回委員会 平成 28 年 9 月 13 日

B B Q パーク設置問題の報告内容について協議を行い、正副委員長案を一部修正の上、決定した。

B B Q パーク設置問題の証人喚問における吉田雄人証人（市長）、石渡戸秋司証人（前 C S Y 代表理事）及び重藤勇証人（C S Y 総務・財政課主査）の 3 名の証言は、虚偽であると認められるものと決定した。また、以上 3 名を虚偽の陳述を行ったものとし、地方自治法第 100 条第 9 項の規定に基づき、告発すべきものと決定した。

さらに、吉田雄人証人の日本丸招致問題における虚偽の陳述についても、地方自治法第 100 条第 9 項の規定に基づき、告発すべきものと決定した。

委員会の最終報告書における目次体系について協議を行い、正副委員長案のとおりとすることを決定した。

今回は、委員会の最終報告書の内容について協議を行うことを決定した。

(24) 第 24 回委員会 平成 28 年 10 月 4 日

委員会の最終報告書の内容について協議を行い、正副委員長案を一部修正の上決定し、10 月 14 日の本会議において、委員長から最終報告を行うことを決定した。

本日の委員会をもって、付議事件の審査をすべて終了することを決定した。

4 証人、参考人、執行機関の出席等

(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

①平成 27 年 11 月 13 日

ア 岩本英記氏（港湾企画課係員）

- ・航海訓練所との連絡調整について（150 周年招致関連）
- ・平成 26 年 9 月 8 日の船長との面談について

イ 尾山泰文氏（港湾企画課主任）

- ・航海訓練所との連絡調整について（150 周年招致関連）
- ・平成 26 年 9 月 8 日の船長との面談について

ウ 吉田松子氏（前港湾企画課係長）

- ・航海訓練所との連絡調整について（150 周年招致関連）
- ・平成 26 年 9 月 8 日の船長との面談について

エ 福田宗一氏（港湾企画課係長）

- ・航海訓練所との連絡調整について（150 周年招致関連）

オ 松尾和浩氏（港湾企画課長）

- ・平成 26 年 8 月 12 日の市長ヒアリングについて
- ・平成 26 年 8 月 21 日の市長決裁について
- ・航海訓練所との連絡調整について（150 周年招致関連）
- ・平成 26 年 9 月 8 日の船長との面談について
- ・南議員一般質問答弁書について
- ・南議員一般質問答弁調整について
- ・渡辺議員緊急質問答弁書について
- ・渡辺議員緊急質問答弁調整について

カ 関根謙二氏（港湾総務課長）

- ・南議員一般質問答弁調整について
- ・渡辺議員緊急質問答弁調整について

キ 平山 昇氏（ふ頭管理担当課係長）

- ・航海訓練所との連絡調整について（練習寄港関連）
- ・平成 26 年 9 月 8 日の船長との面談について

ク 原田尚良氏（ふ頭管理担当課長）

- ・航海訓練所との連絡調整について（練習寄港関連）

ケ 藤田裕行氏（港湾部長）

- ・日本丸の久里浜港招致決定に係る経過及び議会答弁について

コ 下田哲央氏（前秘書課主任）

- ・平成 26 年 9 月 8 日の船長との面談について
- サ 田神 明氏（副市長）
- ・日本丸の久里浜港招致決定に係る経過及び議会答弁について
- シ 吉田雄人氏（市長）
- ・日本丸の久里浜港招致決定に係る経過及び議会答弁について

②平成 27 年 11 月 24 日

- ア 松尾和浩氏（港湾企画課長）
- ・平成 26 年 9 月 8 日の日本丸船長との面談時の会話の内容について
- イ 藤田裕行氏（港湾部長）
- ・平成 26 年 9 月 8 日の日本丸船長との面談時の会話の内容について
- ウ 吉田雄人氏（市長）
- ・平成 26 年 9 月 8 日の日本丸船長との面談時の会話の内容について

③平成 28 年 7 月 19 日

- ア 佐藤嘉雄氏（生活衛生課長）
- ・BBQパークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- イ 小林光弘氏（前建築指導課長）
- ・BBQパークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- ウ 桑島正明氏（建築指導課長）
- ・BBQパークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- エ 東野 観氏（建築指導課係長）
- ・BBQパークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- オ 木村 久氏（建築指導課主任）
- ・BBQパークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- カ 諏訪部聡氏（建築指導課係員）
- ・BBQパークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- キ 大塚洋介氏（建築指導課係員）
- ・BBQパークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- ク 長島 洋氏（前都市部長）
- ・BBQパークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- ケ 石渡戸秋司氏（前CSY代表理事）
- ・BBQパークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- コ 重藤 勇氏（CSY総務・財政課主査）
- ・BBQパークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について

④平成 28 年 8 月 2 日

- ア 荘司智克氏（ひまわりの花株式会社代表取締役社長）
 - ・ B B Q パークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- イ 長島弘豊氏（株式会社ヤチヨ取締役経営企画部長）
 - ・ B B Q パークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- ウ 鈴木孝博氏（株式会社ヤチヨ代表取締役、ひまわりの花株式会社取締役）
 - ・ B B Q パークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- エ 水澤 洋氏（株式会社サガミ代表取締役社長、ひまわりの花株式会社取締役）
 - ・ B B Q パークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- オ 山岡康治氏（有限会社山工務店代表取締役）
 - ・ B B Q パークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- カ 田神 明氏（副市長）
 - ・ B B Q パークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について
- キ 吉田雄人氏（市長）
 - ・ B B Q パークの開設、施設使用中止及び施設使用再開の経緯について

⑤平成 28 年 8 月 31 日

- ア 菱沼隆一氏（C S Y 施設部長）
 - ・平成 27 年 7 月 1 日の港湾総務課長との打ち合わせ内容について
 - ・ひまわりの花株式会社との経営委任契約締結の経過について
 - ・港湾施設使用許可事項変更許可申請手続きについて
- イ 関根謙二氏（前港湾総務課長）
 - ・平成 27 年 7 月 1 日の C S Y との打ち合わせ内容について
 - ・港湾施設使用許可事項変更許可申請手続きについて
 - ・ B B Q パーク設置問題に港湾部が関与した事務について
- ウ 藤田裕行氏（港湾部長）
 - ・平成 27 年 7 月 1 日の C S Y との打ち合わせ内容について
 - ・港湾施設使用許可事項変更許可申請手続きについて
 - ・ B B Q パーク設置問題に港湾部が関与した事務について
- エ 竹内英樹氏（財政部長）
 - ・平成 27 年第 3 回定例会における田辺議員の一般質問の際の答弁調整資料作成の経過について

（2）参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

①平成 27 年 11 月 24 日

- ア 出石 稔氏（関東学院大学副学長）
 - ・特別委員会の付議事件の審査について

②平成 28 年 2 月 23 日

- ア 廣川聡美氏（元副市長）
 - ・一般職の任期付職員の任用について
- イ 佐藤清彦氏（前経済部長）
 - ・一般職の任期付職員の任用について
- ウ 松谷和典氏（元総務部長）
 - ・一般職の任期付職員の任用について
- エ 竹内英樹氏（元人事課長）
 - ・一般職の任期付職員の任用について
- オ 大川原日出夫氏（元人事課長）
 - ・一般職の任期付職員の任用について
- カ 小池康夫氏（元集客・プロモーション担当課長）
 - ・一般職の任期付職員の任用について
- キ 畠山由佳氏（元政策推進課長）
 - ・一般職の任期付職員の任用について
- ク 松田優一氏（前政策推進課長）
 - ・一般職の任期付職員の任期後の採用について

③平成 28 年 3 月 29 日

- ア 奥村 浩氏（都市イメージ創造発信担当課長）
 - ・一般職の任期付職員の任用及び任期後の採用について

④平成 28 年 5 月 30 日

- ア 井手之上修氏（C S Y 代表理事）
- イ 奥山典和氏（C S Y 総務部長）
- ウ 重藤 勇氏（C S Y 総務・財政課主査）
- エ 小池康夫氏（C S Y 企画部長）
- オ 高橋 誠氏（C S Y 経営企画課課長補佐）
- カ 菱沼隆一氏（C S Y 施設部長）
 - ・ポートマーケットにおける B B Q パーク設置の経過について

⑤平成 28 年 8 月 31 日

- ア 諏訪部聡氏（建築指導課係員）
 - ・平成 27 年 6 月 24 日の事業者に対する指導時に記載したメモの内容について

(3) 執行機関として説明を求めた者、説明の概要

①平成 27 年 9 月 30 日

ア 井手之上修総務部長

- ・職員採用問題における都市イメージ創造発信担当課長の採用試験の面接官等について

②平成 27 年 10 月 16 日

ア 藤田裕行港湾部長

イ 関根謙二港湾総務課長

ウ 松尾和浩港湾企画課長

エ 原田尚良ふ頭管理担当課長

- ・日本丸の久里浜港招致決定に係る経過について

③平成 27 年 10 月 23 日

ア 田神 明副市長

- ・日本丸の久里浜港招致決定に係る経過について

イ 吉田雄人市長

- ・日本丸の久里浜港招致決定に係る経過について

④平成 28 年 1 月 14 日

ア 上条 浩政策推進部長

イ 秋本丈仁経済部長

ウ 小川 隆総務課長（総務部副部長）

エ 鈴木 威人事課長

オ 尾澤 仁行政管理課長

- ・一般職の任期付職員（集客・プロモーション担当）の任用及び任期後の採用に係る経過について

⑤平成 28 年 1 月 28 日

ア 上条 浩政策推進部長

イ 秋本丈仁経済部長

ウ 松田優一観光担当部長

エ 小川 隆総務課長（総務部副部長）

オ 鈴木 威人事課長

カ 尾澤 仁行政管理課長

キ 山口博之観光企画課長

- ・政策推進部担当課長（都市イメージ創造発信担当）の新設に係る経過について

- ・当該職員が関与した随意契約案件一覧について
 - ・NPO法人「横須賀創造空間」が参加した入札及び見積もり合わせ案件一覧について
- ク 沼田芳明副市長
- ・一般職の任期付職員（集客・プロモーション担当）の任用及び任期後の採用に係る経過について

⑥平成 28 年 2 月 9 日

- ア 上条 浩政策推進部長
- イ 秋本文仁経済部長
- ウ 松田優一観光担当部長
- エ 小川 隆総務課長（総務部副部長）
- オ 鈴木 威人事課長
- カ 尾澤 仁行政管理課長
- キ 山口博之観光企画課長
- ・一般職の任期付職員（集客・プロモーション担当）の任用及び任期後の採用に係る経過について
 - ・緊急雇用創出事業の概要について
 - ・集客促進強化市業（緊急雇用創出事業）について
- ク 吉田雄人市長
- ・一般職の任期付職員（集客・プロモーション担当）の任用及び任期後の採用に係る経過について

⑦平成 28 年 3 月 29 日

- ア 松田優一観光担当部長
- イ 山口博之観光企画課長
- ・平成 23 年度、24 年度緊急雇用創出事業（集客促進強化市業）実施状況報告書内容調査の結果報告について

⑧平成 28 年 4 月 11 日

- ア 松田優一観光担当部長
- ・平成 23 年度、24 年度緊急雇用創出事業（集客促進強化市業）にかかる新規雇用失業者の社会保険加入について

⑨平成 28 年 4 月 26 日

- ア 尾澤 仁総務部長
- イ 夏目久也人事課長
- ・都市イメージ創造発信担当課長職の採用試験に関する資料について

⑩平成 28 年 5 月 30 日

- ア 竹内英樹財政部長
- イ 惣田 晃健康部長
- ウ 井上 透都市部長
- エ 藤田裕行港湾部長
- オ 中村照世志消防局長
- カ 河島知博資産経営課長
- キ 小林利彰保健所長
- ク 佐藤嘉雄保健所生活衛生課長
- ケ 首藤 昇市街地整備景観課長
- コ 桑島正明建築指導課長
- サ 斎藤佳利ふ頭管理担当課長
- シ 田中 晃予防課長

- ・ B B Q パーク設置問題について（B B Q パーク開設、違反確認から是正まで及び営業終了後の手続き等の経過）

⑪平成 28 年 6 月 20 日

- ア 竹内英樹財政部長
- イ 惣田 晃健康部長
- ウ 井上 透都市部長
- エ 藤田裕行港湾部長
- オ 中村照世志消防局長
- カ 河島知博資産経営課長
- キ 小林利彰保健所長
- ク 佐藤嘉雄保健所生活衛生課長
- ケ 首藤 昇市街地整備景観課長
- コ 桑島正明建築指導課長
- サ 斎藤佳利ふ頭管理担当課長
- シ 田中 晃予防課長

- ・ B B Q パーク設置問題について（B B Q パーク開設、違反確認から是正まで及び営業終了後の手続き等の経過）

⑫平成 28 年 7 月 19 日

- ア 井上 透都市部長
- イ 桑島正明建築指導課長

- ・ 平成 27 年 6 月 15 日の現場確認から 6 月 23 日までの間に C S Y への連

絡を行った当事者について

- ・平成 27 年 5 月 27 日の当事者からのバーベキュー施設に関する相談の際に担当者が記載したメモ等の存在について
- ・バーベキュー施設の事業主（建築主）を C S Y に変更すべきという判断に至った経緯について

⑬平成 28 年 8 月 24 日

ア 井上 透都市部長

イ 小林光弘公共建築課長（前建築指導課長）

ウ 桑島正明建築指導課長

- ・平成 27 年 6 月 23 日以降の B B Q パーク是正指導に係る市長への経過報告資料について

5 記録、資料の提出

（1）地方自治法第 100 条第 1 項に基づき提出を求めた記録

①平成 28 年 7 月 21 日請求

ア 小林光弘関係人（公共建築課長）

- ・平成 27 年 7 月 13 日の田辺議員との面談時の記録やメモの写し

イ 東野 観関係人（建築指導課係長）

- ・ B B Q パーク設置問題に関する記録やメモの写し

②平成 28 年 8 月 25 日請求

ア 諏訪部聡関係人（建築指導課係員）

- ・平成 27 年 6 月 24 日の事業者への申請指導時の記録やメモの写し

（2）地方自治法第 98 条第 1 項に基づき提出を求めた資料

①平成 27 年 9 月 30 日請求

ア 市長

- ・日本丸の久里浜港招致に関する書類及び報告書

（3）執行機関に提出を求めた資料等

①平成 27 年 11 月 4 日提出（港湾部）

- ・平成 26 年 7 月 10 日の市長ヒヤリング資料
- ・平成 26 年 8 月 6 日の市長ヒヤリング資料
- ・平成 26 年 9 月 8 日の日本丸の久里浜港寄港時の市長と船長との面談写真

②平成 28 年 1 月 14 日提出（総務部）

- ・一般職の任期付職員（集客・プロモーション担当）の任用及び任期後の採用に係る経過について
- ③平成 28 年 1 月 26 日提出（総務部）
- ・政策推進部担当課長（都市イメージ創造発信担当）の新設に係る経過について
- ④平成 28 年 1 月 26 日提出（経済部）
- ・当該職員が関与した随意契約案件一覧について
 - ・NPO 法人「横須賀創造空間」が参加した入札及び見積もり合わせ案件一覧について
 - ・集客促進実行委員会の会計書類一式（原本提出）
- ⑤平成 28 年 2 月 8 日提出（経済部）
- ・緊急雇用創出事業の概要について
 - ・集客促進強化事業（緊急雇用創出事業）について
 - ・サイクリングパンフレット「自転車半島宣言」編集制作事業者選定経過について
 - ・当該職員が関与した随意契約のうち、集客促進強化事業業務一式、メディアデスク業務一式、ツアーデスク業務一式、観光キャンペーン事業における受託者の支出内訳（原本提出）
- ⑥平成 28 年 3 月 25 日提出（経済部）
- ・平成 23 年度、24 年度緊急雇用創出事業（集客促進強化事業）実施状況報告書内容調査の結果報告について
- ⑦平成 28 年 4 月 11 日提出（経済部）
- ・平成 23 年度、24 年度緊急雇用創出事業（集客促進強化事業）にかかる新規雇用失業者の社会保険加入について
- ⑧平成 28 年 4 月 22 日提出（総務部）
- ・都市イメージ創造発信担当課長職の採用試験に関する資料について
- ⑨平成 28 年 5 月 30 日提出（財政部、健康部、都市部、港湾部、消防局）
- ・よこすかポートマーケットにおけるBBQパークの設置に関する問題について（経過説明資料、関係資料一式）
- ⑩平成 28 年 6 月 20 日提出（都市部）
- ・平成 27 年 5 月のBBQパーク設置に関する相談について
 - ・平成 27 年 6 月 15 日の現場確認の際の記録やメモについて
 - ・確認結果の市長への報告方法及び報告内容について
 - ・BBQパーク建築主がひまわりの花からCSYに変更された時期について

- ・ B B Q施設の基礎部分の是正結果の確認方法について

⑪平成 28 年 7 月 19 日提出（都市部）

- ・平成 27 年 6 月 15 日の現場確認から 6 月 23 日までの間に C S Y への連絡を行った当事者について
- ・平成 27 年 5 月 27 日の事業者からの B B Q施設に関する相談の際に担当者が記載したメモ等の存在について
- ・ B B Q施設の事業主（建築主）を C S Yに変更すべきという判断に至った経緯について

⑫平成 28 年 8 月 17 日提出（都市部）

- ・平成 27 年 6 月 23 日以降の B B Qパーク是正指導に係る市長への経過報告資料について

（４）その他提出を求めた資料等

①平成 27 年 11 月 18 日回答（独立行政法人航海訓練所理事長）

- ・平成 26 年 9 月 8 日の日本丸船長表敬訪問時の会話の内容について

②平成 28 年 5 月 30 日提出（C S Y）

- ・よこすかポートマーケット B B Qパークに係る建築基準法違反について

③平成 28 年 8 月 31 日提出（諏訪部聡関係人）

- ・ポートマーケット敷地内コンテナハウス取り扱いについての経過報告書

6 委員派遣

（１）日時

平成 28 年 1 月 25 日（月）

（２）場所

職員厚生会館講師控室

（３）内容

総務部長が病気休暇中で 100 条委員会への出席が困難であったため、職員採用問題に係る経過について質問を行った。

（４）派遣

委員長 木下憲司、副委員長 石山 満

7 調査の結果

（１）日本丸の久里浜港招致問題

①本事件の経過と概要

ア 平成 27 年 6 月 9 日（平成 27 年第 2 回定例会）の本会議において南まさみ議員は一般質問で、「横須賀港開港 150 周年記念事業の一つとして、10 月に日本丸を久里浜港に招致し、一般公開されることが予定されているが、開催地が久里浜港に至った経緯を問う。」と質問した。これに対し、吉田雄人市長は「①昨年 9 月、日本丸が訓練のために久里浜港に寄港した際に、船長と会い、久里浜港を気に入って頂いた。機会があれば久里浜港をまた利用したいとの話があった。②市民の海への理解向上、集客や横須賀港の P R。③久里浜港のポートセールスへのメリットを考え、日本丸の招致に至った。」と答弁した。

イ その後、平成 27 年 6 月 26 日（平成 27 年第 2 回定例会本会議）に渡辺光一議員の緊急質問、並びに平成 27 年 8 月 28 日（平成 27 年第 3 回定例会本会議）に大野忠之議員の一般質問が行われたが、同様の答弁が繰り返され、答弁が二転三転することもあった。

このため、議会として真相の究明を行うため、本調査特別委員会において調査を行うこととなった。

②事実経過

平成 26 年

- 6 月下旬 平成 26 年 9 月の訓練寄港について航海訓練所から打診を受ける。
- 7 月 23 日 平成 26 年 9 月の訓練寄港のために、航海訓練所関係者が事前に新港と久里浜港の視察を実施した。
- 7 月 28 日 平成 26 年 9 月の訓練寄港地に久里浜港を決定した旨、航海訓練所から連絡を受ける。
- 7 月下旬 横須賀港開港 150 周年記念事業として、日本丸及び海王丸を久里浜港へ招致することを、港湾部内で決定した。
- 8 月 1 日 久里浜港招致に関する事務調整を開始した。
- 8 月 4 日 航海訓練所からの岸壁使用申請書を受理した。
- 8 月 11 日 久里浜港招致事務調整のため航海訓練所を訪問した。
- 8 月 12 日 久里浜港招致について市長報告を行い、了承を得た。
- 8 月 19 日 久里浜港招致に関する、航海訓練所あての依頼文書を決裁した。（送付は 8 月 21 日）
- 9 月 8 日 日本丸の久里浜港寄港に際し、市長が船長と面談した。
- 11 月 11 日 日本丸と海王丸の 2 隻が、同時に久里浜港に着岸できない

ことが判明したため、日本丸1隻を招致することの変更について市長報告を行い、了承を得た。

平成27年

- 3月6日 航海訓練所からの練習船派遣決定の文書を受理し、同日市長へ書面にて報告した。
- 6月4日 南まさみ議員の一般質問に対する答弁調整を実施した。
- 6月9日 本会議において、南まさみ議員の一般質問に対し、答弁した。
- 6月22日 日本丸の久里浜港招致事業実施要領を港湾部長が決裁した。
- 6月25日 渡辺光一議員の緊急質問に対する答弁調整を実施した。
- 6月26日 本会議において、渡辺光一議員の緊急質問に対し、答弁した。
- 7月8日 浦賀地区説明会の開催について、市長報告を行い、了承を得た。
- 7月15日 浦賀地区説明会の要領を港湾部長が決裁した。
- 7月31日 浦賀地区説明会を実施した。
- 8月25日 大野忠之議員の一般質問に対する答弁調整を実施した。
- 8月28日 本会議において、大野忠之議員の一般質問に対し答弁した。

③調査事項の問題点と委員会の判断

ア 横須賀港開港150周年事業としての日本丸久里浜港招致に関する市長の議会答弁の誤り

議会答弁において、市長は日本丸を久里浜港へ招致する理由として、平成26年9月8日に日本丸船長と面談した際に「日本丸側が久里浜港寄港を希望した。」との日本丸側の意向を前面に出して説明した。しかし、市長は平成26年8月21日に日本丸が所属する航海訓練所宛てに平成27年秋の横須賀港開港150周年招致事業の久里浜港招致に関する依頼文書を送付している。

つまり平成26年9月の面談以前に横須賀市がみずから企画して日本丸を久里浜港へ招致したわけで、同招致の判断主体について答弁内容は明白に誤っていると委員会は判断する。

なお、答弁誤りの理由について、市長以下関係者からは、平成26年9月の訓練寄港と平成27年秋の横須賀港開港150周年招致事業を混同した、もしくは当時の状況を失念したとの証言を得たが、意図的に事実を曲げて答弁したとの証拠は得られなかった。

イ 日本丸建造の地である浦賀住民に対する事前説明の欠如

平成 27 年 7 月 31 日に浦賀地区説明会を実施した。しかし、平成 26 年 7 月に 150 周年事業として久里浜港への招致を決定して以来、平成 27 年 3 月に派遣が決定されるまでの間、浦賀地区に対する事前説明はなされておらず、平成 27 年 6 月 25 日の渡辺光一議員の緊急質問に至った後、説明会が計画、実施された。市政運営には、すべからく住民との対話・理解が必要なところだが、日本丸招致に関しては、本件が問題化する以前に住民理解を醸成する説明が図られておらず、委員会として不適切と判断する。

ウ 平成 26 年 9 月 8 日の日本丸船長との会話内容に関する虚偽の証言

吉田雄人証人（市長）は、平成 27 年 11 月 13 日及び 24 日の証人喚問時、「平成 26 年 9 月 8 日に日本丸船長と面談した際に横須賀港開港 150 周年招致関連の話題はなかったと記憶している」旨の証言をした。また、藤田裕行証人（港湾部長）及び松尾和浩証人（港湾企画課長）も同様の証言をした。

一方、委員会として航海訓練所へ同日の会話内容について文書で照会したところ、船長は記憶がなく、機関長は記憶はあいまいだが「横須賀港開港 150 周年招致の会話があった。」旨の回答を得た。この状況に関し、平成 26 年 9 月 8 日の面談は、平成 27 年秋の久里浜港招致を決定し、要請直後の時期であることから、そのような会話が行われることは自然であると推察できること及び航海訓練所が事実と異なる回答をするとは考え難いことから、150 周年関連の会話があったものと断じざるを得ないという意見が多数を占めたが、疑義は残るものの、あくまでも推測の範囲を超えないものであり、市長等の証言が明らかに偽証とは言えないとの意見も一部あった。

このような委員間討議の後、平成 26 年 9 月 8 日には、横須賀港開港 150 周年招致事業の会話があったものと委員会は判断し、採決の結果、賛成多数（反対：無所属みらい、日本共産党）で吉田雄人証人（市長）、藤田裕行証人（港湾部長）及び松尾和浩証人（港湾企画課長）の証言は虚偽と認められるものと決定した。

④調査事項に対する指摘・改善意見

ア 誤った答弁に対する謝罪と答弁の訂正

平成 27 年 6 月 9 日の南まさみ議員の一般質問、平成 27 年 6 月 26 日の渡辺光一議員の緊急質問及び平成 27 年 8 月 28 日の大野忠之議員の一般質問に対する答弁は明らかに誤りである。市民の代表である議会に対する虚

偽答弁は、すなわち市民への背信行為であり、よって、市長は、議会並びに市民に対し、まず真摯に謝罪すべきであり、あわせて速やかに答弁の訂正を求めるものである。

なお、平成27年6月の第2回定例会において、議会への不誠実な態度に対し、その責任を問うため、市長への問責決議案が可決されたにもかかわらず、平成27年8月の第3回定例会においても、その態度が改まらなかったことは深刻である。

イ 誤った答弁の再発防止

答弁誤りに至る原因として、市長と港湾部間の意思疎通が不十分であったと認められる。特に、招致する港湾の決定に際し、新港、浦賀港及び久里浜港の適否について比較検討し、市長報告に至る経緯が不明確である。市長(副市長)及び部課長という節目ごとの意思決定やその報告について、記録をとるなどの堅実な事務執行に欠けるところがあり、不明瞭なまま事務が執行していると言わざるを得ない。さらに、答弁誤りの背景に、平成26年秋の訓練寄港と平成27年秋の横須賀港開港150周年招致事業を混同したとの証言を得たが、誤りが発生した時に、誰がそれを正すのかという自浄作用が欠如していると認められる。以上のような不適切な事務執行の再発を防ぐための検討が必要である。

ウ 偽証罪としての告発

委員会は、証人喚問における吉田雄人証人(市長)、藤田裕行証人(港湾部長)及び松尾和浩証人(港湾企画課長)の証言は虚偽であると認められるものと決定したが、告発については①虚偽の陳述を認めたならば、地方自治法第100条第9項に基づき速やかに告発すべきとする一部意見もあった。②告発すべきと考えるが、第2、第3の付議事件の経過を見て総合的な判断をすべきことから、その都度、適切な時点で告発すべきという意見。その一方で、③告発理由に対する社会通念上の軽重及び告発が及ぼす社会的影響を考慮して告発すべきではないとする一部意見もあった。また、告発の対象者については、①虚偽証言を行ったと認めた証人を全員告発すべきとする意見、②吉田雄人証人のみを告発すべきとする意見もあった。

その後の委員間討議において、3名の証人が同様の証言をしているものの、藤田裕行証人(港湾部長)及び松尾和浩証人(港湾企画課長)の証言は、市長である吉田雄人証人の考えに基づいた証言であることも考えられ、積極的な証言とは断言できないこと。また、両証人は市長の事務

の補助者であり、告発する職責上の位置づけは低いと判断すること。以上のことから、告発の対象者は吉田雄人証人のみ該当するとの結論に至った。

市長と議会は、ともに市民から負託を受け、健全な緊張関係と信頼関係を持って、政策論争を闘わせる関係である。しかるに、本調査特別委員会において、虚偽の証言を行うことは、両者の信頼関係を根底から揺るがすものであり、断じて看過すべきものではないと考える。ただし、議会からの告発を重要な行為として捉え、今後の付議事件に係る調査経過を総合的に考慮する必要があることから、告発については、その都度適切に対応すべきことと決定した。

(2) 一般職の任期付職員（一般事務職）の任用及び任期後の採用問題

①本事件の概要と調査実施に至った経緯

平成 27 年 3 月 16 日の総務常任委員会において、現在、政策推進部都市イメージ創造発信担当課長の職にある者（当該職員）は、市長選挙（平成 21 年 6 月）を控えた吉田市長の後援会に 5 万円の寄附をしていたことが明らかとなった。当該職員は、市長からの推薦を受け、面接による選考の結果、平成 22 年 5 月に 3 年間の任期付職員として経済部商業観光課主査（上席主査）で採用された。その後、平成 25 年と 26 年の 2 度にわたり任期が更新され、法的に認められた最長 5 年の任期終了の約 1 年前には、人事異動により経済部から現在の政策推進部に配置換えされた。さらに、その任期終了の直前に、市が公募する一般行政職の採用試験に応募し、任期の定めのない課長職として採用された。

平成 27 年 3 月 25 日、総務常任委員会での議論を踏まえ、議長から市長に対し、「職員採用にあたっては、公正を期し、今後もあらぬ疑念を持たれることのないよう申し入れる」との職員採用のあり方について申し入れを行ったが、同年 3 月 24 日付けですでに採用試験の結果に関する決裁が完了していた。

これら一連の任用事務には、能力と関係なく縁故や個人的な利害関係に基づいて行う人事（以下、「情実人事」という。）の疑いもあることから、議会として真相の究明を行うため、本調査特別委員会において、「一般職の任期付職員（一般事務職）の任用及び任期後の採用問題」について調査を行うこととなった。

②事実経過

平成 22 年

2月24日

市長からの総務部長への指示（集客・プロモーション担当職員として採用したい人物の雇用形態についての検討）に基づき、集客担当職員の任用等に関する市長への報告を実施した。

3月10日

当該職員との面談を実施した。（面談者は、総務部長及び人事課長）

3月19日

職員採用選考試験の最終面接を実施した。（面接官は、沼田副市长、総務部長及び経済部長）なお、経済部長は短時間の勤務形態であることを理由に採用に「否」の判定をした。

3月23日

当該職員の採用決定に関する決裁文書を発議した。なお、雇用形態は短時間勤務ではなくフルタイム勤務に変更されていた。

5月1日

当該職員を平成25年4月30日までの任期付職員として経済部商業観光課主査（上席主査）に任用することを発令した。

平成24年

4月1日

当該職員を経済部担当課長（集客・プロモーション担当）に昇任させることを発令した。

12月27日

市長の方針に基づき当該職員の任期を1年延長することを決定した。

平成25年

5月1日

当該職員の任期を平成26年4月30日までに更新することを発令した。

平成26年

3月25日

市長の方針に基づき当該職員の任期を1年延長することを決定した。

4月1日

政策推進部担当課長（都市イメージ創造発信担当）に配置換えすることを発令した。

5月1日

当該職員の任期を平成27年4月30日までに更新することを発令した。

8月19日

当該職員の任期終了後の補充方法に関して市長への報告を行った。この際、市長から優秀な人材獲得のためには、任期付ではなく、任期の定めのない職員として採用することが適当との方針が示された。

10月10日

前回の市長報告結果を踏まえて、職員採用試験（政策推進部都市イメージ創造発信担当課長）実施の方針を市長に報告し、了承を得た。この際、面接試験の面接官に市長を加えることを総務部から提案した。

12月22日

職員採用試験の実施方法を決定した。

平成27年

2月1日

職員採用試験第1次試験を実施した。（小論文の採点は、政策推進部の政策推進課長及び政策・自治基本条例担当課長が担当）

3月13日

職員採用試験第2次試験（最終面接試験）を実施した。（面接官は、市長、両副市長、政策推進部長及び総務部長）

3月24日

職員採用試験結果の決裁を完了した。（当該職員の採用を決定）

5月1日

当該職員を政策推進部都市イメージ創造発信担当課長に任用することを発令した。

③調査事項の問題点と委員会の判断

ア 任期付職員の採用（平成22年5月）

（ア）任期付職員の採用に係る情実人事の疑惑

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」及び本市の「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」並びに「同施行規則」（以下「任期付職員の採用等に関する法令」という。）は、情実人事を戒めており、本件における情実人事の疑いについて調査した。

吉田市長と当該職員は、同じ政治塾に籍を置くなど、吉田市長が市議会議員時代からの、旧知の間柄であった。また、平成21年6月の横須賀市長選挙に際して、当該職員は同選挙に立候補を予定していた吉田市長の後援会に対し、5万円の寄附をしている。このような中で、吉田市長は当該職員の本市役所職員への登用を推薦し、その後採用の

ための手続きを経て、任期付職員としての採用に至った。

まず、政治団体への寄附は、政治資金規正法上、許容されたものであるとともに、当該寄附と本件任用との関連性を認めるに足る証拠は得られなかった。また、旧知の友人関係であることから、縁故のある情実人事の可能性についても調査したが、関係者の供述からは確たる証拠は得られず、本件任用が法令でいうところの情実人事であるとの確たる認定には至らなかった。

しかし、本件全般を俯瞰すると、当事者の意図や思惑とは別に、結果的に事実経過が物語ることは、社会通念として一連の過程を「情実人事」と目されかねず、公正さを失った人事であると受け止められる可能性がある。

(イ) 当該職員の中途採用時における任用意思決定の混乱

当該職員の任用事務は、平成 22 年 1 月頃に吉田市長が推薦したことに始まり、平成 22 年 5 月 1 日に 3 年の任期付職員（フルタイム勤務）として採用し、経済部商業観光課主査（上席主査）に配置することで完了した。この間の任用意思決定過程を調査した結果、そこには混乱と不明瞭さが認められる。すなわち、民間企業に勤務していた当該職員を採用する目的は①専門的知識経験を活用②後継者の育成、とされるものの、当初人事当局が想定した勤務形態は任期付きの短時間勤務であり、当該職員本人もその勤務形態を希望していた。一方、当該職員を配置される部署は、職務の性格上、短時間勤務は不適當（フルタイム勤務が適當）と判断していた。この混乱が露呈したものが面接試験であり、面接試験において、面接官の一人で当該職員の上司となる経済部長は、短時間勤務を理由として採用不適當の判断を示した。面接試験の結果を受けて、人事を担当する総務部長は当該職員に対し短時間勤務からフルタイム勤務へ意思変更することを求め、当該職員は推薦者である吉田市長とも相談し、フルタイム勤務への変更を了承した。その結果、短時間勤務からフルタイム勤務へ勤務形態が変更となり、採用に至った。なお、この間の変更経緯に関する客観的な資料や記録は残されていない。また、勤務形態の変更に伴う、再選考試験は行われておらず、さらには、最終的にフルタイム勤務としての採用に関する決裁文書は存在していない。

このような状況から指摘される問題点は、市役所当局が求める採用目的である、①専門的知識経験を活用及び②後継者の育成と、短時間

勤務を希望する当該職員の就労意識の違いが採用時に正しく認識・整理されないままに職員採用に至ったわけで、この点は、その後の任期更新や任期の定めのない職員としての採用、そして責任ある職（課長）への昇任やその間の職務実績に係る諸問題の原点とも言えるものである。要するに、熟慮のないままトップダウンで民間企業に勤務する人物を採用し、不明瞭な意思決定過程のもと実務を担当する上席主査に配置したもので、そこには職の要求を冷徹に考察した跡が認められず、首長としての人事権（任命権）の行使及び補助機関の事務のあり方が不適切であったと認められる。

- (ウ) 「任期付職員の採用等に関する法令」が規定する「選考」の未実施
一般職の任期付職員の採用に関して、「任期付職員の採用等に関する法令」は「選考」により採用することを求めており、「選考」の際になすべき、専門的な知識経験又は優れた識見の検証方法を定めている。しかしながら、本件「選考」事務は、「任期付短時間面接評価表」（提出資料）に基づく面接のみで採用を決定している。この面接評価表に記載されている質問項目は、いずれも一般的な内容であり、「任期付職員の採用等に関する法令」が求める専門的な知識経験等の検証には不十分である。また、専門的な知識経験等の検証は、履歴書で確認したとのことであるが、前職（大手広告代理店勤務）の確認が、本人の能力評価にどれほどつながるのか疑問である。さらに、この面接は面接評価表の名称が示しているとおおり、短時間勤務での採用を前提としており、フルタイム勤務を前提とした「選考」面接は行われていない。要するに、形だけの「選考」は行われているものの、「任期付職員の採用等に関する法令」が規定する「選考」は適切に実施されていないものと判断する。

- (エ) 市長施策（マニフェスト）への主体性を欠いた対応

前項で述べた、任用意思決定の混乱及び「選考」の未実施の背景には、採用事務に関係した職員の市長施策（マニフェスト）実現に対する主体性を欠いた、ただ従えば足りるという対応があったものと推察される。このマニフェストには、「企業や団体などで実力を発揮している優秀な人材を登用します」「シティセールスのための特命担当を置きます」と記載されていたが、当時の課長クラス以上の関係者は、異口同音に、吉田市長の初当選に際し、マニフェストを意識したと供述している。職員から見て上意下達ともいえるマニフェスト政策への

対応には、関係者間で温度差があることがうかがえるものの、総じて、このことが市長の人事推薦という行為を受け身的に受け止めて任用事務が進められたものと推察できる。そして、その結果が、既述のような不明瞭な任用事務に及んだものと認められる。

イ 任期付職員の採用（平成 22 年 5 月）から（2 回の任期更新を経て）5 年間の任期満了まで

（ア）初任者教育の未実施並びに職場における当該職員に対する O J T（職場内での教育訓練）及び支援体制の不足

職員を途中で採用する場合、公務員としての倫理観などを急ぎ教育する必要がある。しかし、当該職員の供述によると、採用時の初任者教育は行われていないとの認識である。また、O J T は、関係者の供述によると適切かつ計画的には行われていない。さらに、職場内の支援体制についても、その職場自体が本件のような中途採用者を受け入れることに経験不足であったことも相俟って、十分ではなかった。

当該職員は、集客・プロモーション担当課主査（上席主査）として採用され、その後同担当課長として一貫して集客・プロモーション業務を担当するわけであるが、その間に多くの不適切な業務遂行が見受けられた。

集客・プロモーション事業は、当該職員採用後に事業予算が増額されたが、当該職員が担当課長となり、平成 24 年度から責任者として事業執行を取りまとめていた。その際に、集客促進実行委員会における決裁権限は 500 万円までと過大で、公正な予算執行に不可欠な見積書を省略する案件が半数を占め、さらに広報活動の成果物がほとんど保存されておらず、発注と納品が確実にされていたのか確認の術がない。また、当該職員が民間時代に付き合いのあった事業者を優先的に活用するとともに、それらの事業者への発注関係書類の中には 2 年前には存在が確認されていたにもかかわらず、現在紛失していて内容の確認ができないものもあった。さらに、国の緊急雇用創出事業においては、市内の観光事業者に補助金事業を発注した際、その事務の取り扱いに多くの疑義が生じたため、今回の調査の結果、県に対する報告書も修正が必要な事態となった。なお、当該職員の供述によると、採用当初から、公務員としての倫理観や主査・課長の職責について自覚がないまま、勤務を継続していたことがうかがえる。

これを要するに、中途採用者に対して公務員としての適切な教育が

なされず、また、OJTや支援並びに内部統制が希薄なまま勤務が継続されたことにより、不適切な勤務実態に至ったものと判断される。

(イ) 中途採用者の課長職への配置

当該職員は、採用後2年が経過した時点で担当課長へ昇任している。課長職には相応の責任と権限が付与されることは言を待たない。特に、当該職務のように実務として事業を計画・実施し、その際に多額の予算執行に携わる配置には、実務経験をより重視した慎重な配置が望ましい。

しかるに、当該職員は公務員としての実務経験がわずか2年で課長職へ配置されたわけで、その結果が前項で述べた不適切な業務結果へつながったものと判断する。

(ウ) 1回目任期更新時（平成25年5月）における任命権者としての人事評価未確認

1回目の任期更新は、供述によると、上司である経済部長からの進言はなく、市長のトップダウン指示で実行されている。また、その際、市長は、当該職員の直属の上司である部長の人事評価を確認していない。一般に、ボトムアップの進言をもとに熟慮して人事措置を講ずるものであれば理解できるところであるが、担当部署からの進言もない中、何を根拠に人事措置を講じたのか不明瞭である。任命権者及び関係者は、当該職員の業務実績として、観光集客結果の向上を理由に挙げているが、それを根拠とする人事評価が明示されないため、不明瞭さを払拭できない。また、人事措置を検討するに当たり、業績・賞罰や能力評価を考慮することは当然のことと考えるが、その際に最も重視すべき人事評価を確認していないことは、任命権者の業務処理として怠慢であったと判断する。

ウ 任期の定めのない職員としての採用（平成27年5月）

(ア) 不明瞭な、採用形態の変遷及び競争試験の実施

都市イメージ創造発信担当課長を公募するにあたって、同課が所属する政策推進部及び人事当局は任期付職員の採用として、検討を行っていた。しかし、市長から「不安定な雇用状況におかれる任期付職員よりも、任期の定めのない一般職員として採用することが優秀な人材の獲得につながる」との方針が示され、任期の定めのない職員を採用することとなった。このことは、任期付職員では優秀な人材を得られないとの認識を示したこととなるが、現実には、スペシャリストとして高く評価する当該職員を任期付職員で雇用しているわけで、何をもって「優秀な人材

を獲得できない」というのか、矛盾しており、任期に定めのない職員として採用する合理的な理由が不明確である。

また、関連法の解釈で、任期付職員の再任用を容認しているにもかかわらず、人事当局者はそのことを知らなかった旨の認識を供述している。このことは、人事当局者として、当初は、当該職員以外の人材を任期付職員として採用することを企図したにもかかわらず、市長方針に従う形で、当該職員採用の可能性のある競争試験の実施に至り、結果として、当該職員の雇用を継続することとなった。

さらに、本調査の結果、競争試験の実施要領が存在しないことも判明した。競争試験を実施するうえで、筆記試験及び面接試験の配点や、その評価配分の基準、そして面接試験における受験者順番の決定要領などを事前に考案して、試験は公明正大に実施されるべきである。しかし、その実施要領が存在しないことは、すなわち試験結果によって事務的に可否を操作できる可能性もあり、公正性に疑問がある。

これを要するに、採用形態の変遷及び競争試験の実施要領に不明瞭さが認められる。

(イ) 市長が面接官を担当することによる公正性の欠如

職員採用試験の2次試験（面接試験）において、市長は面接官の一人として面接試験を担当した。関係者の供述は「これまでも特別な採用においては市長が面接官を行ってきた。今回は人事当局から市長が面接官に加わることを提案した」とのことである。しかし、任命権者である市長が、副市長や部長の適正な評価に影響を及ぼすおそれがある形で面接を担当することは、適切なこととは言えない。また、本試験の受験者に、かつて市長自ら推薦して任期付職員として採用した当該職員が含まれていること、なおかつトップダウンで当該職員の任期を更新した事実を勘案すると、情実人事との疑いを持たれる可能性が非常に高い。

よって、市長が面接官を担当することは、部下の進言とはいえ回避すべきであり、試験の公正性及び競争性を著しく損ねる軽率な行為で、試験そのものが当該職員の採用ありき、いわゆる「出来レース」とされてもおかしくないものと判断する。

④調査事項の総括

ア 一連の人事権行使における倫理観の欠如に対する指摘

本件「一般職の任期付職員（一般事務職）の任用及び任期後の採用問題」

を総括するならば、当事者の意図や思惑の実際とは別として、①市長と当該職員が旧知の友人関係にあること、②市長が当該職員を本市の職員として任用することを推薦した事実、③当該任用にあたっての選考が必ずしも十分なものとは言えないこと、④その後の任期更新が直属の上司による人事評価の確認もなく、市長のトップダウンで行われたこと、⑤当該職員の任期満了時における職員補充のあり方として、任期の定めのない職員として採用することとした理由に矛盾があること、⑥以上の事実関係の下で当該職員が参加する採用試験に、あえて市長が面接官を担当したことから、一連の過程は、公正さを失った情実人事であると、市民に受け止められる可能性がある。そのことは、吉田市長自らが定めた「市長及び副市長の職務及び倫理に関する規範」における「市長等は、全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その職務に関して市民の疑惑及び不信を招くような行為をしてはならない」ということにも抵触することとなる。よって、これら人事権行使の問題点は、市の人事行政、さらにはそのような人事を経て任用・異動している職員によって担われている市政全般への信頼を著しく失墜させることにもつながる行為であったと指摘せざるを得ない。

イ 公正な人事制度構築のための改善意見

これまでに問題点として、①市長が面接官を担当することによる公正性の欠如②任期付職員の採用に係る情実人事の疑惑③職員の中途採用に係る任用意思決定の混乱を列挙した。これらを総合すると、人事の公正性、公平性及び透明性が担保されていないため、そのことがひいては人事全般への信頼を失墜することにもつながる行為と言わざるを得ない。

いうまでもなく、人事権（任命権）の適正な行使は、組織を維持・向上させる上で大きな柱であり、適切な人事行政は組織の活性化につながる。

よって、公正な人事制度を構築するため、以下の事項について改善を図る必要がある。

(ア) 市長（任命権者）自らが面接を行うことは否定しないが、部下である評価者に影響を与えるおそれがある形で行う慣習は取り止めること。

(イ) 合法・適法という法令順守の視点のみならず、情実人事の概念を幅広くとらえ、情実人事との疑念を持たれるような採用形態は排除すること。

(ウ) 任期付職員の採用という、特殊な採用形態にあたっては、職の要求と人材確保及び採用後の勤務形態並びに人事管理という要素を適切

に評価・考量し、慎重な任命権の行使に努めること。

ウ 適正な採用事務の執行及びその後の人事管理に対する改善意見

これまでに問題点として、①「任期付職員の採用等に関する法令」が求める採用時における「選考」の未実施②課長職公募における不明瞭な採用形態の変遷及び競争試験の実施③市長施策（マニフェスト）への主体性を欠いた対応④初任者教育の未実施並びに職場における当該職員に対するOJT及び支援体制の不足⑤中途採用者の短期間での課長職への配置を列挙した。これらからまず言えることは、形骸化した法令順守ではなく、真に法令に準拠した採用事務が実施されるべきことである。次に、人事行政における主体性を欠いた対応は禁物であり、良かれと思う施策が、結果として、その効果が結実しないことも考えられる。そして、職員を中途採用する場合、採用後の人事管理には十全の配慮が必要であり、それが無い場合、調査結果が示すように、採用目的とその結果に齟齬が生じる可能性がある。

よって、適正な採用事務の執行及びその後の人事管理について、適正化を期するため、以下の事項について改善を図る必要がある。

(ア) 採用事務において法令を順守すること。

(イ) 採用試験における公正性を担保するため、事前に試験要領を考量して、試験を実施するなど、厳正な採用事務に努めること。

(ウ) 中途採用者の受け入れにあたっては、適正な教育の実施、そして職場における支援体制の充実及び内部統制の確立に努めること。

(3) ポートマーケットにおけるBBQパークの設置に関する問題

①本事件の概要と調査実施に至った経緯

横須賀市の100%出資団体であるCSYは、夏季限定として、市有地であるポートマーケットの敷地内において平成27年6月12日にBBQパークの営業を開始した。

BBQパークでは、コンテナハウスを利用した営業を行っていたが、市長及び都市部への通報に基づき、平成27年6月15日に都市部の職員が現場を確認したところ、建築基準法上の建築確認が必要な建築物であることが確認された。同日、CSYに対しBBQパークの建築主の確認を行ったところ、ひまわりの花株式会社であるとのことであった。以後、双方に対して建築確認申請の指導を行ってきたが、基礎部分の是正を含めて、方針が示されなかったことから、平成27年7月14日付でCSYに対する是正指示書を発行した。是正指示書の

発行後はコンテナハウスの使用を中止して営業を行っていた。これは、市側が認識していたのにもかかわらず、市有地において建築基準法に違反した形で約1カ月にわたり営業が行われていたことになる。

これらの経過について、市長がどのようにかかわったのか、議会として真相の究明を行うため、本調査特別委員会において、「ポートマーケットにおけるBBQパークの設置に関する問題」について調査を行うこととなった。

②事実経過

平成27年

6月1日

港湾部がCSYに対し、港湾施設占用使用に係る使用許可事項の変更を許可した。

6月5日

CSYとBBQパーク事業者であるひまわりの花株式会社が経営委任契約を締結した。（後日、実際の締結は8月下旬であることが判明）

6月11日

火を使用する設備等の設置届に基づき、消防局がBBQ施設の立ち入り検査を実施した。

6月12日

ポートマーケットにおいてBBQパークが開設した。

6月15日

市長からの問い合わせ及び匿名の通報により建築指導課が現地確認を行った。（コンテナハウスの使用：建築基準法上の手続き違反を確認）

6月24日

建築指導課がひまわりの花株式会社に建築基準法上の申請指導を行った。

7月1日

CSYと港湾総務課長が港湾施設使用における転貸（又貸し）について打ち合わせを行った。

7月9日

都市部から市長に対し、ポートマーケット敷地内の建築物の申請について文書による経過報告を行った。

7月12日

市長がBBQパークを訪れて飲食した。

7月14日

建築指導課からCSYに対し是正指示書を送付した。コンテナハウスの使用を中止した。

7月24日

CSYが仮設建築物の許可申請を行った。(7月29日許可)

7月30日

CSYが建築物の確認申請を行った(8月10日建築確認済証の交付)

8月12日

保健所の営業許可を受けた後、コンテナハウスの使用を再開した。

10月29日

BBQパークの営業を終了した。

③調査事項の問題点と委員会の判断

本事件の経過から明らかとなった問題点は、①ポートマーケットの敷地内において、違法建築行為(コンテナハウス使用)が行われた、②建築基準法の手続きを怠って、BBQパークの営業が行われた、③市役所、CSYの隠ぺい体質(100条委員会への不誠実な対応)、に大別される。

ア ポートマーケット施設内において、違法建築行為(コンテナハウス使用)が行われた。

(ア) BBQ事業者の選定に係る市長の関与

CSY及び事業者の説明によると、平成25年及び平成26年に事業者側からポートマーケット内における飲食事業の提案があったが、検討の後、事業実施には至らなかった。そして、平成27年4月に至り、ポートマーケットの活性化を理由に、CSY代表理事がBBQパークの実施を発意し、前年の経緯を踏まえ、当該事業者を交渉相手と判断し、CSY側から当該事業者へBBQパークの営業を提案したとのことである。また、事業者はヴェルニー公園において、飲食施設であるカキ小屋(冬季営業)をかねてから営業しており、夏季版の飲食施設営業を模索していた。そこで、両者の思惑が一致したことから、平成27年5月にBBQパーク実施の合意に至った。しかし、この説明には次のような疑義がある。

①ポートマーケットにおけるBBQパーク開設の動機として、CSYのポートマーケット活性化の企図及び事業者が夏季事業を望んでいたことが認められる。一方、両者の思惑の背景には、市長の政策(シティセールス、地産地消)があり、BBQパーク実施を発意されたとされるCS

Y代表理事には、元市職員として市長の政策へ協力する形をとりつつ、ことさらに、市長の支援者である事業者に、当局から使用許可を受けた港湾施設を利用した営業の機会を与える意図があったのではないかと推測できる。また、事業者にはかねてから懇意の間柄である市長の政策を利用する意図があったものと解されること。②当該事業者と吉田市長はかねてから懇意の間柄であり、事業者は平成27年5月末頃にポートマーケット地区におけるBBQパークの実施を市長に伝えている。つまり、事業者から見れば、この時点で、市長のお墨付きを得たとの認識を得たものと推察されること。③平成27年6月24日、都市部における建築確認の申請指導時に、事業者側（山岡氏）からBBQパークの営業開始にあたり、市長の関与を疑わせる発言があった。この発言は、虎の威を借りるエゴ的な発言であり、事業者発言の背景には、本件への市長の関与が濃厚に疑われること。④平成28年8月2日の証人喚問において、市長は本件是正事務への関与を否定する旨の証言をしているが、平成27年7月9日に市長自ら都市部へ、建築基準法違反の対応と進捗状況を確認している。このことは、市長証言が虚偽であり、市長が本件事案に関する情報をことさらに収集する動機に疑問があること。⑤平成27年7月12日、本件の是正指導中にもかかわらず、市長はBBQパークへ赴き飲食を行っている。市長のBBQパークにおける飲食は、軽率な行為のみならず、支援者と市長の関係を如実に示すものであり、本件への市長の関与を自ら物語っていること。

よって、以上を総括すると、BBQパーク事業は、実態として市長が懇意にしている事業者によって営まれ、市長が違反事案の是正に何らかの理由で関心を寄せている特殊案件として、庁内で認識されていたと考えることができる。

(イ) CSYの軽率な事業企図、当事者意識の欠如

CSYはBBQパークの事業計画を立案する際に、横須賀港港湾施設使用条例（以下、「港湾施設使用条例」という。）を軽視したと言わざるを得ない。本来であれば、ポートマーケット地区における新たな事業の開始に当たり、同条例に抵触しない方法により、建築基準法の許認可（仮設建築物）を求めるべきであったが、それを怠った。さらに、コンテナハウスの設置時にも建築基準法の許認可（建築確認）が必要であることを認識したにもかかわらず、同じくそれを怠った。そのため契約方法の変更をせざるを得ないなど、結果的に違反是正に長期間を要した。また、

C S Yは事業実施の当事者意識が欠如しており、あたかもポートマーケットに所在する他のテナントとBBQパークを同列に意識していたことがうかがえ、自主事業であるにもかかわらず、実態は事業者が場所だけを貸して、営業させることを意図していたと言わざるを得ない。

(ウ) 事業者の許認可知識の欠如及び遵法精神の欠如

事業者の説明によると、当該コンテナハウスは宮崎の知人が所有するものを購入してポートマーケットへ移設したが、宮崎では建築基準法に適合しており、建築確認も不要であると、事業者は認識していたとのことである。もともと事業者は法的に簡便な方法でBBQパークの営業を行うことを意図していたが、結果的に同コンテナハウスについて建築基準法違反を指摘されたわけで、そこには事業者の許認可知識の欠如が認められる。また、同コンテナハウスの使用は、都市部から是正指示書が出されるまでの約1カ月間継続している。本来であれば、違反指摘に即応して使用を中止すべきところ、長期間利用を続けたことは、コンテナハウス所有者として違反状態是正のための意識が希薄であり、遵法精神の欠如が認められる。

イ 建築基準法の手続きを怠って、BBQパークの営業が行われた。

(ア) 仮設建築物の許可

ポートマーケット敷地内において、本件BBQパークのように一定期間を定めて営業する仮設建築物については、許可をとることにより、建築基準法の一部規定の除外を行うことができる。しかるに、その申請を怠り、仮設建築物の許可を得るために、約1カ月半の期間を要しており、結果として、約1カ月半にわたり無許可でBBQパークの営業が行われたこととなる。この許可申請遅延の背景には、港湾施設使用条例で禁止されるポートマーケット敷地の「転貸（又貸し）」及び「BBQパークの事業主体は事業者かC S Yか」という連結した問題があり、さらにその問題はBBQパークの事業契約にも遡及することから、問題解決のために長期間を要したと解することができる。つまり、特定行政庁として、事後的に行政指導はなされたものの、結果的に約1カ月半にわたり違法状態が継続したわけで、そこには港湾施設使用条例を所管する港湾部の消極的な事務履行とC S Yの転貸（又貸し）問題に対する認識の欠如が認められる。また、田辺資料によるとC S Yは6月1日付港湾施設使用許可事項変更許可証を、6月1日及び7月9日の2回にわたり受領したとされている。2度目の受領時期は、都市部による是正指導が始まった

時期である。C S Yの説明では「許可証の受領を失念していたため7月9日に受領した」とのことであるが、ポートマーケット敷地内において新たな事業を始める当事者として、その説明は極めて不可解である。また、説明のとおりであるとしても、そこにはC S Yが港湾施設に関する使用許可、ひいては転貸（又貸し）問題を軽視していた姿勢がうかがえる。

(イ) 事実を隠ぺいするための経営委任契約締結

経営委任契約の締結日付について、当初説明では平成27年6月5日であるとされたが、調査の結果、8月下旬に締結されたことが判明した。C S Yの説明によると、本件契約は事業開始時点では他の契約形態であったが、転貸（又貸し）問題を回避するために契約形態を変更し、8月下旬に至り契約者それぞれが押印したとのことである。つまり、B B Qパーク事業に係る経営委任契約は、港湾施設使用条例に適合すべく、事後的に作成された契約であり、契約の日付が実態と異なり、契約内容も6月時点と8月下旬時点では異なるものである。よって、本件経営委任契約の締結過程には、事実の隠ぺい行為が認められる。また、契約締結時期である8月下旬以前の契約内容には、転貸（又貸し）問題に抵触する事項が含まれており、そのことが是正措置の遅れにつながったものと推論できる。

さらに、当事者の会計処理は、実態と経営委任契約の内容とが異なることから、不明瞭さがうかがえる。

なお、契約締結時期である平成27年8月下旬は、平成27年第3回定例会の一般質問において、B B Qパーク設置問題が取り上げられることから、市長等は答弁調整として対策を講じていた時期であり、それによって市役所側が同契約の締結に関与した疑いも否定できない。

(ウ) B B Qパークの施設としてコンテナハウスが使用された

平成27年6月5日に、本件コンテナハウスは搬入・設置されたが、その際にC S Yは、建築基準法に不適合であることを認識したにもかかわらず、同法に基づく建築確認を怠った。そして、平成27年6月15日に建築基準法違反が発覚した後、平成27年7月14日に都市部から是正指示書が出されるまで、1カ月にわたりB B Qパークの施設としてこのコンテナハウスは使用された。本来であれば、違反指摘後、速やかに使用中止または撤去すべきであるが、C S Yはもともと当事者意識が希薄なため自らの是正措置に遅れが生じたこと、事業者は違法性の指摘に懐疑的であり、市役所の指示待ちであったこと、港湾部は前述のように港湾施設使用条例に基

づく違法状態解消に消極的であったことにより是正措置が遅れたものである。また、結果的には特定行政庁としての事後事務処理は履行されたものの、1カ月間違法状態が継続した。

ウ 市役所、CSYの隠ぺい体質（100条委員会への不誠実な対応）

本事件の調査は、理事者及びCSYの提出資料が不十分であり、その不誠実な対応により困難を極めた。調査の終盤に提出された田辺資料と証言等を照らし合わせることで、事実隠ぺいのための資料作成、事実と異なる説明、事件解明に必要な情報の隠匿を確認した。それらを列挙すると以下のとおりである。

(ア) 事実を隠ぺいするために経営委任契約を締結した事実

(イ) 平成27年6月1日付港湾施設使用許可事項変更許可証を7月9日に受領した事実

(ウ) 平成27年7月1日 港湾総務課長とCSY担当者が転貸（又貸し）について打合せをした事実

(エ) 平成27年7月9日 市長自ら都市部へ確認申請の進捗状況の問い合わせをした事実

(オ) 詳細なポートマーケットBBQ経過概要（田辺資料）の未提出

(カ) 答弁調整時に作成された資産経営課資料及びその元となるCSY資料（田辺資料）の未提出

エ 虚偽証言の認定

吉田雄人証人（市長）は、平成28年8月2日の証人喚問において、平成27年6月23日から同年8月末までの間に関係部に対し、BBQ問題について問い合わせや指示などを行っているかという尋問に対し、「ご質問に対しては、特にありませんという答えです。」と証言している。

しかしながら、平成28年7月19日の証人喚問において、長島洋証人（当時の都市部長）は、平成27年6月23日以降に市長から経過報告依頼があり、その時点までの状況を報告事項として文書で送った経過がある旨の証言をした。その証言を受けて、都市部に対し、当該文書の提出を依頼したところ、7月9日付けの市長報告メモの提出があった。また、CSY作成と思われる田辺資料（ポートマーケットBBQ経過概要）には、「建築指導課からCSYにBBQの仮設建築物許可申請時期の問い合わせ（市長から建築指導課長へBBQ確認申請の進捗状況の問い合わせによる）」との記載があった。

吉田雄人証人が懇意にしている事業者による市有地での違法な営業に

ついて、その経過に関心を示していたことは明白であり、その経過の概略に関する記憶は容易に失われないと考えられること等から、問い合わせや指示はしていないという吉田雄人証人の証言は、虚偽であるとの意見が大勢を占めた。これに対し、証言が尋問とかみ合っておらず勘違いとの印象を受ける、同日の証言において、「しっかりと指導するようにという話くらいはしたと思います。」との証言もあることから虚偽とは認定できないとの意見もあったが、採決の結果、賛成多数（反対：無所属みらい、日本共産党）で、吉田雄人証人の証言は虚偽と認めることと決定した。

次に、石渡戸秋司証人（当時のCSY代表理事）は、平成28年7月19日の証人喚問において、CSYとひまわりの花株式会社で締結した経営委任契約の締結日についての尋問に対し「正式には6月5日です。」と証言している。

しかしながら、平成28年8月31日の証人喚問において、菱沼隆一証人（当時のCSY業務統括部長）は、経営委任契約締結日についての尋問に対し「事務が終了したのは8月下旬です。」「両方で署名押印して経営委任契約書という形を整えたのは8月の下旬です。」と、CSYには不利な事項を迫真的に証言している。

契約締結時期を遡るといった行為を失念することは考えられないため、正式には8月下旬に締結された契約について、正式には6月5日とする証言は虚偽であるとの意見が大勢を占めた。これに対し、民間同士では、このような契約もあり得ることであって、両者が同意した上での契約締結であるから、当事者が6月5日付とした以上、虚偽とは言えないという意見、証言が不十分とは思いますが、「正式には」6月5日とする証言は契約書の書面に沿った証言であって100%虚偽とは言えないとの意見もあったが、採決の結果、賛成多数（反対：無所属みらい、研政、日本共産党）で、石渡戸秋司証人の証言は虚偽と認めることと決定した。

次に、重藤勇証人（CSY総務・財政課主査）は、平成28年7月19日の証人喚問において、平成27年8月18日の田辺昭人議員との面談内容に関して、記録やメモを残したかどうかの尋問に対し「上司に報告するための簡単なメモ書きは残しておりました。今はもちろんございませんが。」と証言している。

しかしながら、田辺資料によると同日の面談内容を記載した処理要領の存在が確認された。

この処理要領は、簡単なメモ書きではなく、詳細な経過を記録したもので、即座に破棄される性質のものではないこと、さらに、議員対応に関する文書であって存在を失念することも考え難いことから、この証言は虚偽であるとの意見が大勢を占めた。これに対し、何かを隠そうとするための証言とは思えない、証言が不十分とは思いますが、100%虚偽とは言えないとの意見もあったが、採決の結果、賛成多数（反対：研政、日本共産党）で重藤勇証人の証言は虚偽と認めることと決定した。

また、重藤勇証人は、同じく7月19日の証人喚問において、平成27年6月15日から7月末までの間に港湾部と打ち合わせを行っているかとの尋問に対し「6月15日からは特に打ち合わせというのは行っておりません。」と証言している。

しかしながら、CSY作成と思われる田辺資料（ポートマーケットBBQ経過概要）には、7月1日に港湾総務課長とCSY（菱沼隆一証人及び重藤勇証人）が港湾施設の占用使用における転貸（又貸し）について、打ち合わせを行ったとの記載がある。また、8月31日の証人喚問における菱沼隆一証人への尋問でも、打ち合わせの事実が確認された。

上記港湾部との打ち合わせは、CSYが関与する事業に関して、条例違反の可能性もある重要な内容であること、証人本人が自ら港湾部を訪問していること等から、訪問自体を失念することは考えられないため、この証言は虚偽であるとの意見が大勢を占めた。これに対し、何かを隠そうとするための証言とは思えない、証言が不十分とは思いますが、100%虚偽とは言えないとの意見もあったが、採決の結果、賛成多数（反対：研政、日本共産党）で重藤勇証人の証言は虚偽と認めることと決定した。

④調査事項の総括

ア 市長の不透明な関与

本事件の経過を概観すると、ポートマーケット敷地内におけるBBQパークの営業に際して、違法建築行為が発覚し、その後、違反行為については是正のための行政指導がなされ、通算約4カ月半にわたるBBQ営業を行ったというものである。そこには前述のごとく、本事件に係る市長の関与が疑われる。もとより、ポートマーケットの活性化のためにBBQパークの営業を企画すること自体を否定するものではない。しかし、公人としての市長が、ポートマーケットの活性化を推進する立場と、私人として市長の支援者の事業開始に間接的な支援を与えたことには、公

人・私人として大きな違いがあり、そこには公私を混同した姿勢がうかがわれる。また、このことは、違反発覚後の市役所職員の是正指導業務にも、直接的・間接的に悪影響を与え、いたずらに違反是正に長期間を要し、当委員会に対する正しい情報提供にも悪影響を及ぼしたものと推察できる。

よって、ここに総括すべきは、公人たるトップの公私混同の政治姿勢であり、そのことが、市長の市政への不透明な関与につながったものと判断できる。

イ 法に基づく適正な行政執行

本事件の是正措置が遅れた背景には、前述のごとく、港湾施設使用条例に基づく転貸（又貸し）問題があった。本来であれば、同条例の責任部署として、港湾部が当初から適切な指導を行うべきであり、違反現認の場合は条例に基づき使用許可取り消しを含めた毅然とした処置をとるべきであった。しかるに、実態は港湾部の本件への関与は消極的であり、結果的に、事実を隠ぺいするための経営委任契約締結など、転貸（又貸し）問題を回避するための偽装工作につながり、是正事務を遅らせることとなった。また、仮設建築物の許可及び建築基準法に違反するコンテナハウスの使用についても、違反現認からその是正措置まで長期間を要しており、特定行政庁として適切な事務処理履行とは言い難い。市行政として、法に基づく適正な行政執行は、いうまでもなく当然のことであるが、本件を要するに、市行政執行に怠慢があったと言わざるを得ない。

ウ 組織的隠ぺい

すでに述べたとおり、港湾施設使用条例違反を回避するために意図的に経営委任契約の締結日を操作したことをはじめ、BBQパークの経営実態とかい離した業務体裁を取り繕うなどの欺瞞工作が行われている。また、そのことと、本件への市長の関与が相俟って、市議会、即ち市民への隠ぺい工作へとつながったものと推察する。特に、本100条委員会に対する情報の隠匿等は、地方自治における本委員会の役割・権限を軽視するもので、極めて悪質と言わざるを得ない。さらにこれらの指摘に通底のものとして、関係市役所職員及びCSY（実質は外郭団体）に「自己保身の意識」と「事なかれ主義」がうかがわれる。一方、調査の終盤に、匿名の内部通報を得て、事件解明が進展した。これらの内部通報者は、BBQパーク設置問題で露見した横須賀市の現状を憂い、心ある行動を示してくれたものと受けとめることができる。

以上、本件の総括として、組織的隠蔽について述べたが、本事件を通じて、市行政の深刻な状況が垣間見える。「市民が主役」のためには、市民へ正しい情報が開示されることが前提であり、そのことが市政の透明化へつながる。すなわち、本事件で露見した行政の不適切な対応を払しょくするため、「市政の透明化」に努めるべきであり、そのことが市民の信頼回復に応える道であると考えます。

エ 偽証罪としての告発

B B Q パーク設置問題における証人喚問で虚偽の陳述を行ったものと認定した吉田雄人証人、石渡戸秋司証人及び重藤勇証人の3名を地方自治法第100条第9項の規定に基づき、告発すべきものと決定した。

8 証言拒否等

(1) 証人の出頭拒否の状況

なし

(2) 証人の証言拒否の状況

なし

(3) 虚偽の証言、自白の状況

「7 調査の結果」に記載のとおり

(4) 記録の提出拒否の状況

なし

(5) 宣誓拒否の状況

なし

9 告発

(1) 告発の状況

①吉田雄人証人

日本丸招致問題及びB B Q パーク設置問題の証人喚問における虚偽証言賛成多数（反対：無所属みらい、日本共産党）で告発すべきものと決定

②石渡戸秋司証人

B B Q パーク設置問題の証人喚問における虚偽証言賛成多数（反対：無所属みらい、研政、日本共産党）で告発すべきものと決定

③重藤 勇証人

B B Q パーク設置問題の証人喚問における虚偽証言

賛成多数（反対：研政、日本共産党）で告発すべきものと決定

10 調査経費

（１）平成 27 年度

①予算額

2,000,000 円以内

②実績

ア 証人等費用弁償	21,000 円
イ 会議録作成経費	871,960 円
ウ 委員会中継経費	330,250 円
エ 郵送代（非課税）	792 円
オ 議会アドバイザー謝礼	375,000 円
カ 消費税	96,177 円
合 計	<u>1,695,179 円</u>

（２）平成 28 年度

①予算額

4,000,000 円以内

②実績（見込み）

ア 証人等費用弁償	45,460 円
イ 会議録作成経費	1,713,310 円
ウ 委員会中継経費	603,000 円
エ 議会アドバイザー謝礼	1,050,000 円
オ 消費税	185,305 円
合 計	<u>3,597,075 円</u>

11 おわりに

本 100 条委員会は、平成 27 年 9 月 16 日設置の検査特別委員会に地方自治法第 100 条の調査権を付与して同年 10 月 6 日に設置され、これまで約 1 年間にわたり付議事件の調査を行ってきた。

付議事件は、①日本丸招致問題②職員採用問題③BBQパーク設置問題の 3 件で構成された。その内容はそれぞれ独立したもので、それぞれに複雑多岐にわたる問題をはらんでいたが、委員会審査の都度、中心テーマである「吉田市長の不透明な市政運営」を確認しつつ調査に当たった。そして、「不透明な市政運営」の原因を、トップの資質に根ざす要因と組織の体質に根ざす要因とに大別

して、調査分析を行った。また、関係者の証人喚問等においては、いわゆる捜査権限を付与されていないことによる情報の不足から、この委員会の限界を実感したことも事実である。

もとより、この100条委員会は、地方自治法第100条に定められた議会の調査権を行使するもので、執行機関（市長等）と意思決定機関（議会）との相互牽制により、地方公共団体の事務処理の適正化を図るものである。各付議事件の問題点については、それぞれの項で詳述したとおりであるが、一連の事件は、公明性・公正性を欠き、市民の信頼を大きく損ねるものである。市長はじめ執行部におかれては、このことを自覚して、問題点の指摘を真摯に受け止め、市政への信頼回復に努められることを願うものである。

本委員会の調査にご協力を頂いた関係各位に感謝を申し上げ、最終報告とする。